

生駒市条例第13号

生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月29日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（令和元年8月生駒市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表中「（4，500）」、「（4，400）」、「（5，250）」、「（5，150）」、「（6，000）」、「（5，850）」、「（7，000）」、「（6，850）」、「（8，000）」、「（7，850）」、「（9，250）」、「（9，050）」、「（10，500）」、「（10，300）」、「（12，550）」、「（12，300）」、「（14，150）」、「（13，900）」、「（15，450）」、「（15，150）」、「（16，800）」、「（16，500）」、「（18，200）」、「（17，850）」、「（19，500）」、「（19，150）」、「（21，200）」、「（20，800）」、「（22，850）」、「（22，450）」、「（24，650）」、「（24，200）」、「（30，800）」、「（30，250）」、「（34，000）」及び「（33，400）」を削り、同表備考第7項を削り、同表備考第8項中「前項の規定にかかわらず、」を削り、「括弧内の」を「額に2分の1を乗じて得た」に改め、同項を同表備考第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 前項の規定にかかわらず、特定被監護者等（令第14条に規定する特定

被監護者等をいう。以下同じ。)が2人以上いる場合におけるこの表の適用については、満3歳未満保育認定子どもの利用者負担額は、最年長の特定被監護者等から順に2人目以降は0円とする。

別表備考第9項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、令和6年4月分の利用者負担額から適用し、同年3月分までの利用者負担額については、なお従前の例による。